

報告第13号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年12月1日

西脇市長 片山 象三

1 公用車関係

(1) 西脇市専決第7号

事故発生日時	平成28年7月8日 午後0時15分頃
事故発生場所	西脇市西脇 947番地先
相手方	市外男性2人（Aに係る人身関係）
原因・状況等	選挙事務のため公用車で市道北本町5号線を東進中、交差点を南進してきた相手方Aの自転車と衝突し公用車及び自転車が破損するとともに、相手方Aが負傷した。 更に、相手方Aと並走していた相手方B（歩行者）が、転倒した自転車との接触により、負傷した。
和解内容及び損害賠償の額	相手方Aへの治療費、慰謝料等 129,855円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成28年8月31日

(2) 西脇市専決第8号

事故発生日時	平成28年7月8日 午後0時15分頃
事故発生場所	西脇市西脇 947番地先
相手方	市外男性2人（Aに係る物損関係）
原因・状況等	選挙事務のため公用車で市道北本町5号線を東進中、交差点を南進してきた相手方Aの自転車と衝突し公用車及び自転車が破損するとともに、相手方Aが負傷した。 更に、相手方Aと並走していた相手方B（歩行者）が、転倒した自転車との接触により、負傷した。 過失割合 相手方10%、市90%
損害賠償の額	相手方Aの自転車修理費 24,948円×90%≒22,454円を賠償する。 公用車修理費 224,532円×10%≒22,453円を相手方Aに賠償させる。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成28年8月31日

## 2 道路管理関係

### (1) 西脇市専決第12号

事故発生日時	平成28年9月20日 午後5時45分
事故発生場所	西脇市高田井町 803番地先（市道高田井線）
相手方	市内男性
原因・状況等	市道高田井線において、道路附属物である街路樹が腐食のため倒木し、相手方所有のカーポートに当たり、柱を損傷した。
損害賠償の額	相手方カーポート修理費 291,600円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	平成28年11月9日